

| | |
|----------|----------------------|
| 原議保存期間 | 10年(令和16年12月31日まで保存) |
| 施行文書保存期間 | 10年(令和16年12月31日まで保存) |

交 規 乙 達 第 1 4 号
令 和 6 年 4 月 1 6 日

警察署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の適正な取扱いについて（通達）

- 対号1 平成31年2月22日付け交規乙達第6号「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」
- 対号2 令和3年12月1日付け交規甲達第50号「駐車禁止・時間制限駐車区間道路の除外・許可取扱要領の全部改正について（通達）」

駐車許可制度については、石川県道路交通法施行細則に基づき運用しているが、とりわけ訪問診療、訪問看護、訪問介護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両の駐車許可については、対号1により、柔軟な対応に努めてきたところである。

このような中、申請者の負担を軽減する観点から、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両及び提出が不要な疎明書類を更に明確化することとしたので、事務取扱いに遺漏のないように留意されたい。

なお、対号1は廃止する。

記

1 基本的な考え方

道路交通法（以下「法」という。）第45条第1項ただし書の規定による駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分（法第44条の停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び同法第45条第2項の無余地となる場所を除く。）に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性和駐車規制の必要性和を比較衡量し、前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。

一方、訪問診療等に使用する車両に対する駐車許可事務については、訪問診療等の社会的な重要性が増す中、きめ細かな対応が求められており、申請書面や添

付書面の簡素合理化による申請者の負担軽減に努める必要がある。

したがって、訪問診療等の用務に係る駐車許可申請の受理に際しては、申請に至る事情や用務の内容等を個別具体的に審査した上で許可の適否を判断するとともに、駐車許可の対象となる車両に対しては、簡易かつ迅速に許可することができるよう努めること。

2 対象車両

- (1) 医師、歯科医師、助産師、看護師等の医療関係従事者が訪問診療等のために使用する車両
- (2) 訪問介護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等の利用者の居宅において、日常生活上の世話、療養上の管理及び指導等を行うサービスを提供するために、これらのサービスを行う者が使用する車両

3 申請書類等の簡素合理化

対号2において、駐車許可の可否を審査するに際しては、申請日時、申請場所、駐車に係る用務及び駐車可能な場所について審査を行うところ、添付書面は、これらを疎明するための資料であり、審査する上で必要なものは、提出等を求める必要があるが、その際にも、必要最小限の部数にとどめることや、同一事項について複数の書面に記載させないこととするなど、申請者の負担軽減に努めること。

その上で、訪問診療等の従事車両に係る審査については、特に下記の点に留意し、駐車許可事務の更なる簡素合理化に努めること。

(1) 駐車日時の特定

駐車を許可する日時の特定については、訪問診療等の用務の性格上、申請者においてあらかじめ正確に特定することが困難な場合や緊急の訪問診療等に従事する場合があることに留意し、例えば、

- 訪問診療等事業所の業務時間内（9時から17時までの間）
- 訪問診療等事業所の業務時間内（9時から17時までの間）及び緊急訪問時

とするなど、駐車場所付近の交通状況等を勘案した上で、柔軟な対応を図ること。

(2) 駐車場所の特定等

駐車を許可する場所の特定については、申請に係る訪問先を訪問先一覧表や周辺見取図等の提出により特定した上で、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

また、訪問先一覧表や周辺見取図の記載に当たっては、

- 必要以上に詳細なものを求めたり、地図に道路幅員や車両の寸法を

記入させることを不要とすること

○ 既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこと

○ 複数箇所をまとめて1枚の図に記載させることを可能とすること
など、申請者の書類作成に係る負担軽減を図ること。

(3) 駐車に係る用務等の疎明

駐車日時や用務を疎明する際、その添付書面として、訪問診療等事業者が保有する訪問計画書、居宅サービス計画、事業指定を示す書面、利用者との契約を示す書面等といった、訪問診療等事業者が業務を行う際に作成した既存の書面で差し支えないこととし、医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

(4) 訪問先を追加する場合の提出書類

許可期間内における訪問先の追加については、原則として新たな訪問先一覧表等の提出を求めず、追加する訪問先のみを記載した書面を既存の訪問先一覧表等に添付することで差し支えないこととすること。

4 申請手続き等の合理化

(1) 許可申請の一括受理等

申請された訪問先が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合で、申請者が一の警察署で一括して申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を希望する場合は、他署管内についても書類を受領した上で、管轄警察署に送付することができるものとする。

受領した他署管内の申請書類は、管轄警察署に送付し、管轄警察署において審査の上、駐車許可証を作成し、交付する警察署へ送付して、交付する。

なお、駐車許可証の一括受理交付を希望する申請者には、通常より交付まで時間を要することを必ず事前に説明すること。

(2) 緊急やむを得ない場合の申請に係る迅速な対応

夜間や緊急時の対応については、対号2のとおり電話等により対応しているところであるが、訪問診療等に係る緊急の申請は、用務の性格上、既に許可済の申請に関し、申請した駐車日時に該当しない時間帯における緊急訪問として申し出るものであること等が予想されるため、宿直執務室に取扱要領を記載した簿冊等を備え付けること。

また、交通部門以外の警察職員も含めた当直員に対し、夜間や緊急時の対応が可能であることを確実に周知した上で当該取扱いがあった際は、不適切な対応をすることのないよう、その手続要領についての教養等を徹底されたい。

5 申請手続き等の周知

訪問診療等に使用する車両に対する駐車許可の申請要領については、県警ウエ

ウェブサイトへの掲載ページの紹介や自治体等を介する等の方法により対象となる事業者等への周知を図ること。

また、夜間や緊急時の対応についても、申請方法、申請に必要な伝達内容や必要書面の送付方法、許可後の対応等の必要事項について、申請者等への周知を確実に行うこと。

6 その他

- (1) 駐車許可は、石川県道路交通法施行細則及び対号2に基づいて運用されているところ、担当者によって、その取扱いが大きく異なることがないよう、本通達の趣旨について十分に理解を浸透させること。
- (2) 訪問入浴介護に従事する車両について、車両の使用形態によっては、道路使用許可により対応することもあり得るが、同車両に対する道路使用許可事務に関しても、不要な書類の提出を求めないよう申請者負担の軽減に努めること。